

逗子市社会福祉法人審査会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立（社会福祉協議会の設立を除く。）に向けた手続を進めるに当たり、事前に課題等を整理、審査することを目的として、逗子市社会福祉法人審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 審査会は、法人の設立認可に関し、的確に審査し、法人の設立に関して適切な事務執行に資する助言等を行う。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は福祉部長を、副会長は福祉部次長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 審査会の議事は、委員の協議により決するものとする。
- 3 委員は、必要により代理者を出席させることができる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審査会の構成員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

福祉部長
福祉部次長
社会福祉課長
障がい福祉課長
介護保険課長
子育て支援課長
保育課長
児童青少年課長
総務部総務課長